

平成27年12月議会

第2委員会報告資料

ページ

1. 事故報告について
 - (1) 報告第67号 交通事故による損害賠償額の決定に関する専決処分について ……1
(博多区保健福祉センター保護第2課)
 - (2) 庁用車による事故について(第一報) (南区保健福祉センター保護第1課)
……3
2. 生活保護受給世帯(者)に対する下水道使用料等の減免制度の廃止について ……5

保 健 福 祉 局

1 事故報告について

(1) 報告第 67 号 交通事故による損害賠償額の決定に関する専決処分について
(博多区保健福祉センター保護第 2 課)

(様式 2)

事 故 報 告 書

事故発生日時	平成 24 年 2 月 17 日 (金曜日) 午前 9 時 10 分頃 天候 : 曇り		
事故発生場所	福岡市博多区博多駅前二丁目 9 番 3 号 博多区役所駐車場出入口付近		
相手方	住所	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> (※)福岡市情報公開条例に定める非公開 情報と認められるおそれのある情報につ いては、掲載していません。 </div>	
	氏名		
事故の概要	博多区役所保健福祉センター保護第 2 課所属の職員が、業務のため庁用自動車運転し、博多区役所地下駐車場出入口から右折しようとして徐行した際、安全確認不足により、右方から電動自転車で歩道を直進してきた相手方と衝突し、運転者及び電動自転車を損傷させ、損害を与えたもの。		
損害の程度	相手方	人的損傷	頸部捻挫、腰部捻挫、肩関節捻挫など 損害額 5,861,673 円 . . . (A) (うち自賠責保険からの支払額 2,411,638 円 . . . (B))
		物的損傷	電動自転車ハンドル部損傷 損害額 72,000 円 (平成 24 年 8 月 7 日専決処分済み)
	市側	人的損傷	なし
		物的損傷	庁用自動車(軽乗用車)の右前バンパー、右前方向指示器等損傷 損害額(修繕料) 112,430 円 (平成 24 年 8 月 7 日専決処分済み)
過失割合	相手方 1 割	本市 9 割 . . . (C)	
損害賠償額 ((A) × (C) - (B))	2,863,868 円		

事故現場見取図

(様式 3)

(※) 当該地図は著作権法上の規定により、
掲載しておりません。

事故現場見取図

至 大博通り

博多区役所通り

A 庁用自動車

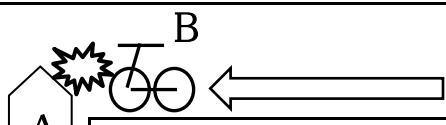
B 相手方自転車

横断歩道

至 はかた駅前通り

横断歩道

歩道(自転車通行可)



博多区役所

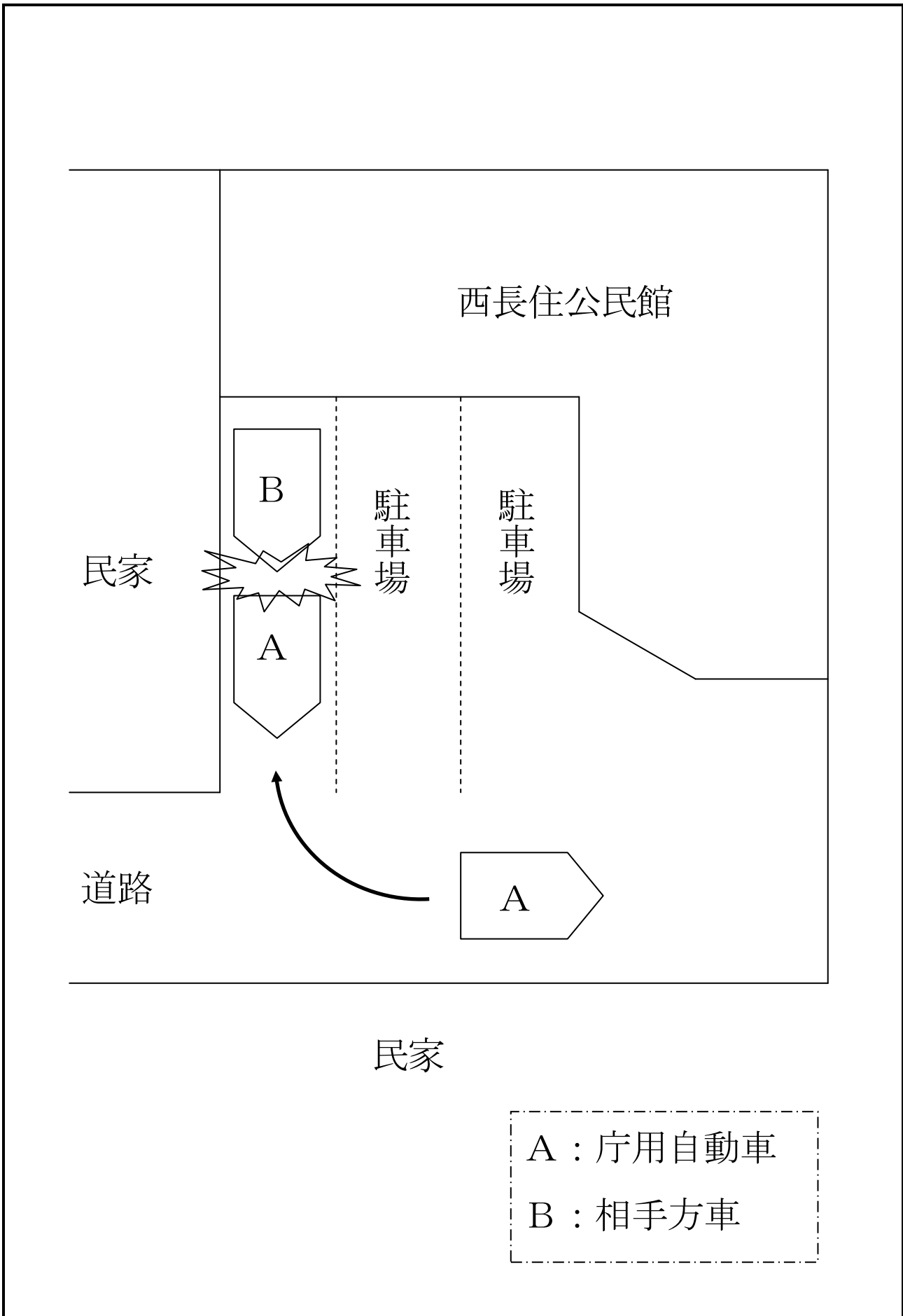
地下駐車場出入口

藤田公園

事 故 報 告 書 (第 一 報)

事故発生日時	平成27年11月30日(月曜日) 午後1時00分頃 天候: 晴れ		
事故発生場所	福岡市南区西長住二丁目29番15号 西長住公民館駐車場内		
相手方	住所	(※)福岡市情報公開条例に定める非公開情報と認められるおそれのある情報については、掲載していません。	
	氏名		
事故の概要	<p>平成27年11月30日午後1時00分頃、南区保健福祉センター保護第1課所属の職員が、第13地区民生委員児童委員協議会定例会に出席する業務の為に、南区総務部総務課所管の軽自動車を運転し、福岡市南区西長住二丁目29番15号の西長住公民館へ到着した。</p> <p>同公民館の駐車場に既に駐車されていた相手方〇〇〇〇氏所有の小型乗用自動車の前方に、駐車を行うために後退している最中、運転操作を誤り後退しすぎた為に、相手方車両に衝突し、当該車両の前方部分を破損させ、損害を与えたもの。</p>		
損害の程度	相手方	人的損傷	なし
		物的損傷	フロントバンパー及びナンバープレートの損傷 <u>損害額については未確定</u>
	市側	人的損傷	なし
		物的損傷	リアバンパーの損傷 <u>損害額は無しで確定</u>
過失割合及び損害賠償額は現在交渉中、確定後議会へ報告			

事故現場見取図



2 生活保護受給世帯(者)に対する下水道使用料等の減免制度の廃止について

1 減免制度見直しの経緯

生活保護受給世帯に対する政策減免について、下水道使用料等が生活扶助費に含まれていると解されることから、政策減免の必要性について検討することが、平成25年6月に策定された「行財政改革プラン」に位置付けられた。

その後、制度の所管局(道路下水道局, 環境局, 農林水産局)において検討が進められ、負担の適正化を図るため、平成28年6月に制度が廃止されることになった。

3 各減免制度について

下水道使用料 (所管局:道路下水道局)

【減免開始年度】 昭和31年度

【減免内容】 全額減免

【減免世帯数】 23,655世帯(平成27年度平均)

【一世帯平均減免額】 約1,300円/月(税込)

し尿処理手数料 (所管局:環境局)

【減免開始年度】 昭和29年度

【減免内容】 一人あたり月150円減額

【減免世帯数及び人数】 84世帯・118人(平成27年10月末現在)

【一世帯平均減免額】 約215円/月(税込)

集落排水処理施設使用料 (所管局:農林水産局)

【減免開始年度】 昭和60年度

【減免内容】 全額免除

【減免世帯数】 17世帯(平成27年10月末現在)

【一世帯平均減免額】 約1,100円/月(税込)

2 生活保護制度の概要

生活保護には、生活扶助、住宅扶助、医療扶助、教育扶助等、8つの種類があるが、下水道使用料等は生活扶助に含まれている旨、厚生労働省が見解を示している。

4 今後の予定(案)

27年 12月	28年									
	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	
制度廃止について委員会報告(第3, 第5委員会)	規則改正						減免制度廃止			
		周知期間※								
										請求開始※

※ 周知期間と請求開始時期については、制度により異なる場合がある。

5 保護課の対応について

各減免制度の廃止にあたり、各規則が改正される平成28年1月以降、必要に応じて各局と連携し、周知チラシの配布等により生活保護受給者に対する周知や問い合わせ対応を行う。